

2019年度千葉県介護支援専門員研修事業

専門研修課程Ⅰ・更新研修前期 【第1期】開催案内

初回更新の方

はじめに

- ・本研修は「介護支援専門員資質向上事業の見直しについて」（平成26年7月4日付け厚生労働省老健局長通知）で定める介護支援専門員専門研修実施要綱に基づいて実施します。
- ・介護支援専門員法定研修は、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県で受講することとなります。このため、千葉県以外で登録を行っている人が千葉県で受講をする場合は、「登録の移転」または「受講地の変更」の手続きをする必要があります。手続きを希望される場合は、千葉県高齢者福祉課（TEL:043-223-2387）へお問い合わせください。
- ・本研修は年2回（第1期、第2期）専門研修課程Ⅰと更新研修前期の同時開催で行います。今回の募集は第1期となります。

初回更新の方と2回目以降の更新の方とは

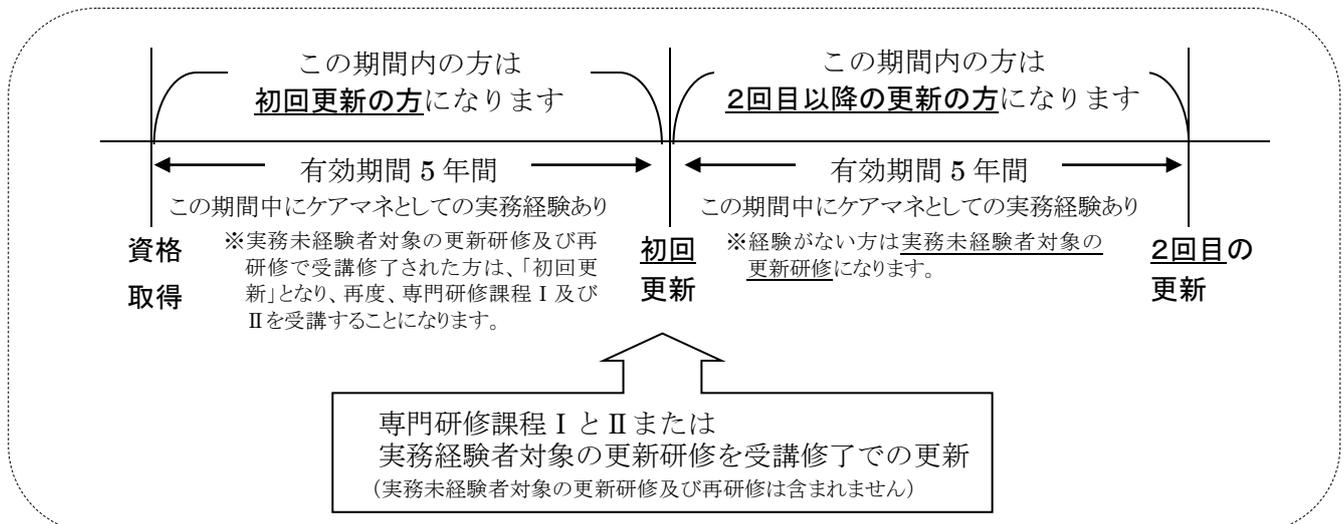
○初回更新の方

- ・介護支援専門員資格取得後、介護支援専門員証を一度も更新していない方です。
- ・直近の更新を実務未経験者対象の更新研修で行った方、または再研修で介護支援専門員証を交付された方は、今回は「初回更新の方」に該当します。

○2回目以降の更新の方

- ・介護支援専門員資格取得後、専門研修課程Ⅰ・Ⅱまたは実務経験者対象の更新研修を受講修了して、介護支援専門員証を更新した方であって、その後も介護支援専門員としての実務経験がある方です。
- ・直近の更新を実務未経験者対象の更新研修で行った方、または再研修で介護支援専門員証を交付された方は該当しません。

<ご自分の研修をご確認下さい>



1. 実施概要

(1) 受講要件

* 専門研修課程 I と更新研修前期では受講要件が異なります(日程、カリキュラム等々は同じです)。

○専門研修課程 I (現在、介護支援専門員として従事している方)

初回更新の方であり、以下の全てに該当していること。

- ①介護支援専門員証の登録が千葉県の方。
- ②現在、介護支援専門員として従事し実務経験が6ヶ月以上(平成31(2019)年4月9日時点)ある方。
専門研修課程 I は有効期間満了日の制限はありません。

※平成31(2019)年4月9日(火)時点(申込締切日)での介護支援専門員としての実務経験期間を記入。

- ③予備日も含め全日程11日間出席できる方(*欠席、遅刻、早退は不可)。*日程は3ページ参照
- ④事例を提出できる方。

○更新研修前期 (介護支援専門員として実務経験はあるが、現在、介護支援専門員として従事していない方)

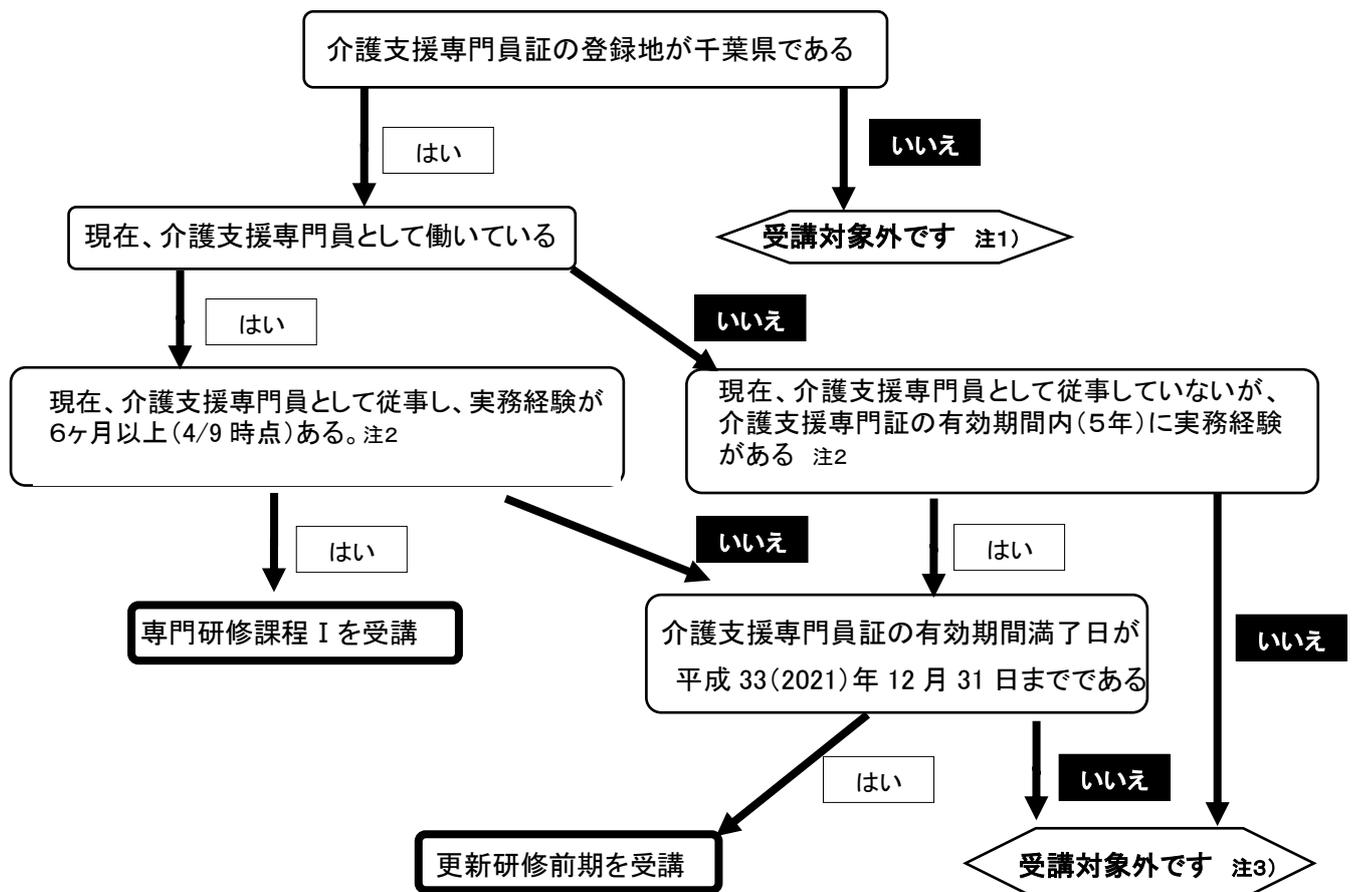
初回更新の方であり、以下の全てに該当していること。

- ①介護支援専門員証の登録が千葉県の方。
- ②介護支援専門員証の有効期間満了日が平成33(2021)年12月31日までの方。
- ③今までに介護支援専門員としての実務経験がある方(経験期間は問いません)。

※現在、介護支援専門員として従事しているが実務経験が6ヶ月未満(申込時点)の方はこちらになります。

- ④予備日も含め全日程11日間出席できる方(*欠席、遅刻、早退は不可)。*日程は3ページ参照
- ⑤事例を提出できる方。

* 《受講研修フローチャート》



注1)千葉県以外で登録を行っている人が千葉県で受講をする場合は、「登録の移転」または「受講地の変更」の手続きをする必要があります。登録の移転を希望される場合は、受講決定後に千葉県高齢者福祉課(TEL:043-223-2387)へお問い合わせください。

注2)認定調査業務のみは介護支援専門員の実務とはみなされません。

注3)専門研修課程 I・更新研修前期は、介護支援専門員として実務経験がある方が対象です。また、実務経験があるが有効期間満了日が平成34(2022)年1月1日以降の方は、次年度以降の受講になります。

(2) 予定定員

500名 ※定員を超過した場合は、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先させていただきます。

(3) 申込み期限

2019年 4月9日(火)迄 当日消印有効

(4) 研修費用

受講料 42,500円 内訳 受講料 38,000円 + テキスト代 4,500円

※お申込み後、受講が決定した方には、受講決定通知、研修費用の請求書を送付いたします。

(5) 日程及び時間、会場等 (予定)

日程	日にち	会場	時間
1日目	5/23(木)	千葉市民会館 (千葉市中央区要町1-1)	9:30~17:30
2日目	6/5(水)		9:30~17:00
3日目	6/25(火)	TKPガーデンシティ千葉 (千葉市中央区問屋町1-45)	9:30~17:00
4日目	6/26(水)		9:30~17:00
5日目	7/9(火)		9:30~17:00
6日目	7/23(火)		10:30~16:00
7日目	7/30(火)		10:30~16:00
8日目	8/7(水)		10:30~16:00
9日目	8/22(木)		10:30~16:00
10日目	8/29(木)		10:30~16:00
11日目	9/3(火)		10:30~18:00
予備日	9/9(月)	研修期間中に地震・風水害等の事由で研修会が中止になった場合の振替日として予備日を設けております。会場：TKPガーデンシティ千葉	

※講義開始5分前と講義終了後5分程度の諸連絡の時間を設けます。

(6) カリキュラム、目的

日程	科目	目的
1日目	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	介護保険制度の最新の動向や、地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取り組みを理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。
	対人個別援助技術及び地域援助技術	対人個別援助技術の違いと役割を理解する。

2 日目	ケアマネジメントの実践における倫理	ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題を踏まえ、チームアプローチの方法及び高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等を理解する。
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	実践を通じて感じた医療との連携や多職種協働に関する課題を踏まえ、今後の実践に向けて必要な知識・技術を理解する。
3 日目	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定－1 日目	介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解する。
4 日目	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定－2 日目	
5 日目	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の違いを踏まえ、自らがそれらを受ける際の心構えや、専門職として不断に自己研鑽を行うことの重要性を理解する。
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	リハビリテーションや福祉用具等の活用が有効な事例を用いて講義・演習を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に関わる知識及びケアマネジメント手法を習得する。
6 日目	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	介護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に関わる知識及びケアマネジメント手法を習得する。
7 日目	認知症に関する事例	認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用したケアマネジメント手法を習得する。
8 日目	入退院時等における医療との連携に関する事例	入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえたケアマネジメント手法を習得する。
9 日目	家族への支援の視点が必要な事例	家族への支援の視点が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、家族への支援の視点も踏まえたケアマネジメント手法を習得する。
10 日目	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、利用者が活用しうる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえたケアマネジメント手法を習得する。
11 日目	状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービスや施設サービス等)の活用に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に関わる知識及びケアマネジメントの手法を習得する。
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体を通じた振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽の意欲を高める。また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。

※千葉県では国の要綱で示されている上記カリキュラム（56 時間）に同研修の進行説明を追加したプログラムで構成しております。

(7) 受講申込み手順

①本開催案内にて受講要件や日程等、研修の概要をご確認ください。

②記入例を参照して申込書にご記入し、以下の用紙を添付してください（そろえて左上にホチキス1点留め）。

1) 申込書

2) **実務未経験者対象の更新研修、または、再研修で更新手続きをしたことがある方は、その研修の修了証明書の写し**（注）今までに更新手続きをしたことがない方は必要ありません
申込書に記載漏れがあった場合は受付手続きに時間がかかります。必ず全項目にご記入ください。

③申込書の原本を期限内に申込書送付先までご郵送ください。その際は、必ず控えをお手元にお残してください。なお、**FAXでの受付はしていません**。申込書は返却しませんので予めご了承ください。

④受講が決定した方には4月下旬に、受講決定通知、研修費用の請求書を送付いたします。定員超過などにより受講いただけない場合でも、その旨の通知を送付いたします。送付先は原則自宅住所となります。申込書記載内容（送付先住所等）が変更になった場合は必ず当会へご連絡ください。

⑤申込み及び研修1日目までの流れは以下の通りです。

時 期	内 容
4月9日（火）	申込期限 ※当日消印有効
4月下旬	受講決定通知、研修費用の請求書等を送付 ※千葉県以外で登録を行っている人が千葉県で受講をする場合は、「登録の移転」または「受講地の変更」の手続きをする必要があります。受講決定後に千葉県高齢者福祉課（TEL:043-223-2387）へお問い合わせください。
5月上旬	受講票、受講の手引き、領収書等を送付（入金確認後） ※受講の手引きには、事例の内容に関するなどが記載されています。事例の提出は研修3日目になります。
5月23日（木）	研修1日目

(8) 受講申込書の記載等について

受講申込書は必ず全ての項目にご記入ください。以下、問合せが多い質問です。

Q1. 介護支援専門員の実務経験年数はどのように記入すればいいのか。

A→介護支援専門員証の有効期間内（5年）に介護支援専門員として業務に就いていた実務経験年数を記入してください（4月9日の申込み期限まで）。

※現在の介護支援専門員証の交付年月日から数えますので5年以上にはなりません。

Q2. 介護支援専門員証の住所及び氏名、登録地の変更などにより、交付年月日に変更されている。実務経験年数はどのように記入したらいいのか。

A→変更前の介護支援専門員証の交付年月日からの実務経験年数を記入してください（4月9日の申込み期限まで）。その場合は、申込書の備考欄に「〇〇〇の理由により交付年月日から交付日に変更されている」と記入してください。

交付年月日は有効期間満了日から5年前の年月日になります。次ページの「例」を参照してください。

(13) その他

- ①研修開催期間において、本人確認のために身分を証明するもの（介護支援専門員証等）の提示をお願いする場合がございます。
- ②受講申込書に記載された個人情報につきましては、本研修以外の用途には使用いたしません。
- ③受講決定後または全日程受講修了後であっても、申込書類の虚偽等により受講要件を満たしていないことが判明した場合は、受講（修了）を取り消す場合があります。
- ④研修当日、インフルエンザや麻しん（はしか）、風邪、発熱、下痢、嘔吐、発疹など確認した場合は、感染拡大防止のため受講をお断りする場合がございます。
- ⑤研修中に講義内容と関係のない行為（スマートフォン、タブレット等の操作）、他の方への受講の妨げになる行為等が認められた場合は受講を辞退していただく場合もございます。

(14) お問い合わせ先・申込書送付先

－お問い合わせ先－

TEL : 043-204-3631 （お問い合わせ時間 平日 10時～16時まで）

お手持ちの封筒に下記住所を記入して申込書をご送付ください（キリトリ点線に沿って切り取り、封筒に直接貼ってご使用くださってもかまいません）。

－申込書送付先－

〒260-0026
千葉県千葉市中央区千葉港 4-3
千葉県社会福祉センター3階
NPO法人
千葉県介護支援専門員協議会 事務局 行
封筒の内容物にチェックを記入すること

2019年度専門研修課程Ⅰ・更新研修前期【第1期】申込書	<input type="checkbox"/>
実務未経験者対象の更新研修、または、再研修の修了証明書の写し <u>(注)今までに更新手続きをしたことがない方は 必要ありません</u>	<input type="checkbox"/>
申込人数	(名分)

・同一事業所で申し込む方が複数いる場合はまとめて送付してもかまいません。

・封筒に入っている書類についてチェックを記入してください。

・複数分入っている場合は、申込人数を記載してください。

今一度、受講要件や日程等を確認してお申込下さい。

[当会HP] <http://chibacmc.server-shared.com/>